

JIS

セキュリティ及びレジリエンス— 事業継続マネジメントシステム—要求事項

JIS Q 22301 : 2020

(ISO 22301 : 2019)

(JSA)

令和 2 年 11 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 管理システム規格分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	勝 俣 宏 行	日本検査キューエイ株式会社
(委員)	石 川 厚 史	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大 隅 慶 明	一般社団法人日本電機工業会
	小 池 剛	一般社団法人日本建設業連合会
	野 田 浩 二	一般社団法人日本化学工業協会
	紅 谷 康 夫	イオン株式会社
	細 谷 恵	主婦連合会
	本 山 佳 奈	有限責任事業組合令和スキーム研究基盤

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.10.21 改正：令和 2.11.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 2.11.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

審 議 委 員 会：管理システム規格分野産業標準作成委員会 (委員長 勝俣 宏行)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
4 組織の状況	10
4.1 組織及びその状況の理解	10
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	10
4.2.1 一般	10
4.2.2 法令及び規制の要求事項	10
4.3 事業継続マネジメントシステムの適用範囲の決定	11
4.3.1 一般	11
4.3.2 事業継続マネジメントシステムの適用範囲	11
4.4 事業継続マネジメントシステム	11
5 リーダーシップ	11
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	11
5.2 方針	12
5.2.1 事業継続方針の確立	12
5.2.2 事業継続方針の伝達	12
5.3 役割, 責任及び権限	12
6 計画	12
6.1 リスク及び機会への取組み	12
6.1.1 リスク及び機会の決定	12
6.1.2 リスク及び機会への取組み	12
6.2 事業継続目的及びそれを達成するための計画策定	13
6.2.1 事業継続目的の設定	13
6.2.2 事業継続目的の決定	13
6.3 事業継続マネジメントシステム変更の計画	13
7 支援	14
7.1 資源	14
7.2 力量	14
7.3 認識	14
7.4 コミュニケーション	14
7.5 文書化した情報	14
7.5.1 一般	14
7.5.2 作成及び更新	15

7.5.3 文書化した情報の管理	15
8 運用	15
8.1 運用の計画及び管理	15
8.2 事業影響度分析及びリスクアセスメント	16
8.2.1 一般	16
8.2.2 事業影響度分析	16
8.2.3 リスクアセスメント	16
8.3 事業継続戦略及び具体策	17
8.3.1 一般	17
8.3.2 戦略及び具体策の特定	17
8.3.3 戦略及び具体策の選択	17
8.3.4 資源に関する要求事項	17
8.3.5 具体策の実施	17
8.4 事業継続計画及び手順	18
8.4.1 一般	18
8.4.2 対応体制	18
8.4.3 警告及びコミュニケーション	19
8.4.4 事業継続計画	19
8.4.5 復旧	20
8.5 演習プログラム	20
8.6 事業継続の文書化及び能力の評価	20
9 パフォーマンス評価	21
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	21
9.2 内部監査	21
9.2.1 一般	21
9.2.2 監査プログラム	21
9.3 マネジメントレビュー	21
9.3.1 一般	21
9.3.2 マネジメントレビューへのインプット	22
9.3.3 マネジメントレビューのアウトプット	22
10 改善	22
10.1 不適合及び是正処置	22
10.2 継続的改善	23
参考文献	24
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 22301:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

セキュリティ及びレジリエンス— 事業継続マネジメントシステム—要求事項

Security and resilience— Business continuity management systems—Requirements

序文

この規格は、2019年に第2版として発行された **ISO 22301** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 一般

この規格は、事業の中断・阻害に関して、組織が許容できる又は許容できない影響の大きさ及び種類に対して適切な事業継続の能力を開発するための事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という。）を実施及び維持するための体制及びその要求事項について規定する。

BCMS を維持することで得られる成果は、組織に対する法令及び規制、組織及び業界の要求事項、提供する製品及びサービス、採用しているプロセス、組織の規模及び構造、並びに組織の利害関係者の要求事項によって形成される。

BCMS の重要事項を次に示す。

- 組織のニーズ並びに事業継続の方針及び目的を確立する必要性の理解
- 事業の中断・阻害から組織が生き残ることを確実にするためのプロセス、能力、対応体制の運用及び維持
- BCMS のパフォーマンス及び有効性の監視及びレビュー
- 定性的及び定量的な測定に基づく継続的改善

BCMS は、他の全てのマネジメントシステム同様、次の構成要素からなる。

- a) 方針
- b) 明確に定められた責任をもつ力量のある人々
- c) 次の事項に関するマネジメントプロセス
 - 1) 方針
 - 2) 計画
 - 3) 実施及び運用
 - 4) パフォーマンスのアセスメント